

# 少子化に対応した 子どもにとって望ましい教育環境の在り方について

～ 笑顔あふれる豊かな学びの場であり続けるために ～

## 審議のまとめ

(案)

平成30年6月

長野市活力ある学校づくり検討委員会

## 目 次

はじめに .....	1
<b>I 長野市の教育環境</b> .....	2
1 社会の動向 .....	2
2 現在の小・中学校 .....	3
3 地域との関わり .....	5
4 学校施設と運営経費 .....	8
<b>II 審議の中で見えてきたこと</b> .....	9
1 これまでの審議の経過 .....	9
2 これまでの意見のまとめ .....	10
<b>III 子どもにとって望ましい教育環境とは</b> .....	12
1 発達段階に応じた多様な教育環境 .....	12
2 多様性の中で育つもの .....	15
<b>IV 子どもたちの明日のために ～ 新たな学びの場の創造 ～</b> .....	18
1 発達段階に応じた連続性のある学びの場を .....	18
2 多様性ある集団の中での学びを .....	19
3 みんなが集まって笑顔があふれる学校を .....	20
<b>V 附帯意見</b> .....	22
おわりに .....	23
<b>関係資料</b> .....	24
1 諮問 .....	24
2 長野市活力ある学校づくり検討委員会 委員名簿 .....	24
3 参考資料 .....	25

## はじめに

人口減少社会が到来するとともに未曾有の少子・高齢化が進行しています。長野市も 2000(平成 12)年をピークに人口減少を迎え、今後も少子化が進むことが見込まれます。

子どもたちの生きる未来社会は変化の加速度を増し、複雑で予測困難なこれまで経験したことのない社会になると言われており、社会環境の変化に対応し、未来を切り拓き、たくましく生きていく力を子どもたちに育成する教育環境の整備を進めていく必要があります。

こうした中、本検討委員会は、「少子人口減少社会が進展する中で、少子化に対応して子どもにとって望ましい教育環境の在り方」について諮問を受け、今の子どもたちが 20 年、30 年後の社会で活躍できる力を育むことができる、子どもにとって望ましい豊かな教育環境とはどのようなものなのかを考えました。そして、それを実現するためにはどのような取組が考えられるのか等の視点から、長野市教育の基本理念である「明日を拓く深く豊かな人間性の実現」を念頭に置き、人口減少、少子・高齢社会だからこそ、学校は未来社会を担う最も大切な子どものためにあるという考え方の下、子どもの育ちや学びの質を大切にしたい発達段階に応じた豊かな育ちについて、検討を重ねてまいりました。

この度、約2年にわたる審議の集大成として、「みんなが集まって笑顔があふれる学校」であり続けるために、大切にしたい視点、考え方などをまとめました。

この「審議のまとめ」は、いわゆる「学校の統廃合や規模適正化等の配置計画」の類ではありません。予測困難な変化の激しい社会を生きる子どもたちが、自立した人間として、主体的に判断し、人種・性別・年齢等に関係なく多くの人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手として育つことが何より大事であると考えます。併せて、家庭、地域、学校、事業所などが、保護者とともに子どもの育ちを中心において、子どもが一人で社会の一員として生きていけるようにすることも不可欠であると考えます。

本検討委員会の思いが、学校関係者のもとより、保護者、地域住民、事業所等、広く市民に共有され、少子化に対応した子どもにとって望ましい教育環境が整っていくことを期待いたします。

平成 30 年6月 日

長野市活力ある学校づくり検討委員会  
委員長 山 沢 清 人

I 長野市の教育環境

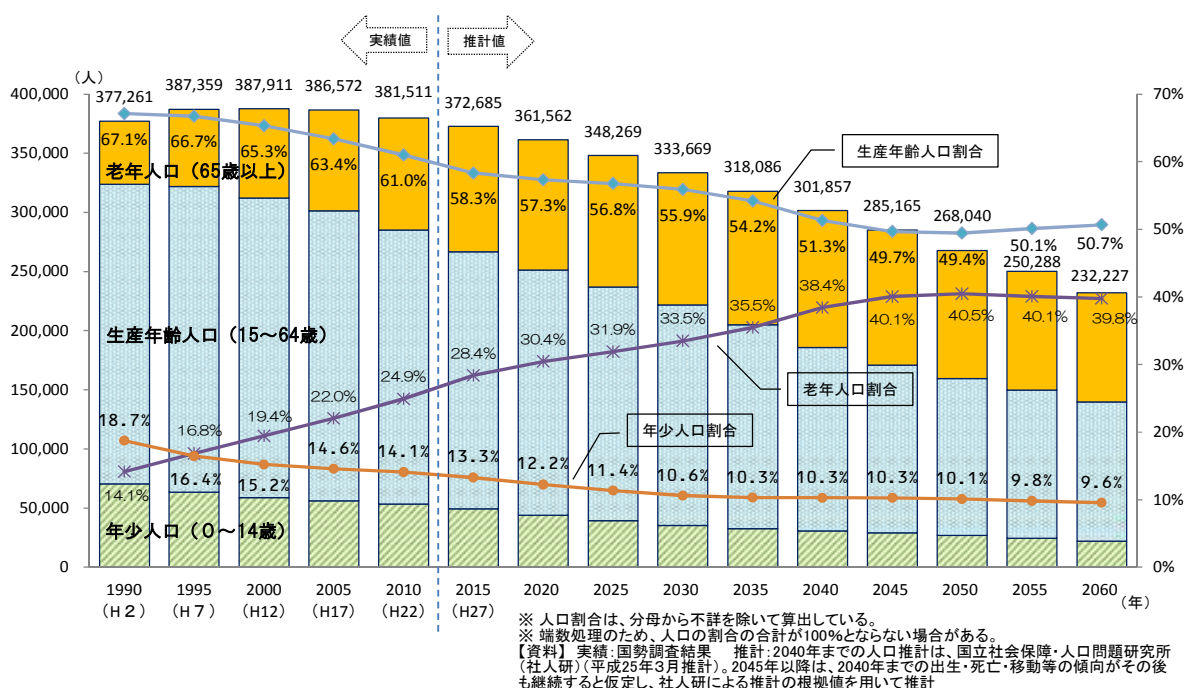
1 社会の動向

(1) 人口減少、少子・高齢化の進行

日本の人口は、2008(平成 20)年をピークに減少局面に入っており、2016(平成 28)年には、出生数が97万6978人と初めて100万人を割り込みました。今後も減少スピードは加速していく一方、人口構成については、より一層少子・高齢化の進行が見込まれています。

長野市も例外ではなく、2010(平成 22)年を基準とした2060年の変化率を見ると、総人口は39.1%、年少人口は58.6%、生産年齢人口は49.2%の減少が見込まれる一方、老年人口は2.5%の減少で、ほぼ変わらないと見込まれています。年齢別人口の構成が大きく変化する、かつて経験したことのない人口減少、少子・高齢社会を迎えます。現在、中山間地域<sup>1</sup>や一部の地域の学校で、そうした傾向が顕在化していますが、近い将来、全市的な課題となります。

【図表 1】 長野市の人口の推移と推計



(2) 高度情報化、グローバル化の進展

高度情報化やグローバル化が急速に進む中、社会も加速度的に変化し、複雑で先を見通すことが一層困難になってきています。

様々な判断を行うことができる進化した人工知能やロボット技術が、社会や生活を大きく変えていくという予測があります。また、情報技術や移動手段の飛躍的な進化等により、経済や文化など社会の様々な分野におけるつながりが国境や地域を越えて活性化し、多様な人々とのつながりは急速に緊密さを増してきています。

このような時代だからこそ、子どもたちには、変化を前向きに受け止め、社会や人生を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしていくことが期待されます<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 中山間地域…第二次長野市やまざと振興計画に基づく13地区(浅川、小田切、芋井、篠ノ井(信里)、松代(豊栄・西条)、若穂(保科)、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条)

<sup>2</sup> 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(平成28年12月21日 中央教育審議会)

(3) 地域のつながりや支え合いの希薄化

かつて日本では三世代が同居する家庭が多く、また、地域とのつながりも今より密接で、子どもは親以外にも多くの大人に囲まれ、「地域の子ども」として見守られ、育てられていました。さらに、子ども自身も地域の年の違う子どもと遊んだり、幼い子どもの世話をしたりするなど、多くの人と触れ合う機会がありました。こうした多様性のある環境は、自ずと子どもたちの社会性を育てていました。

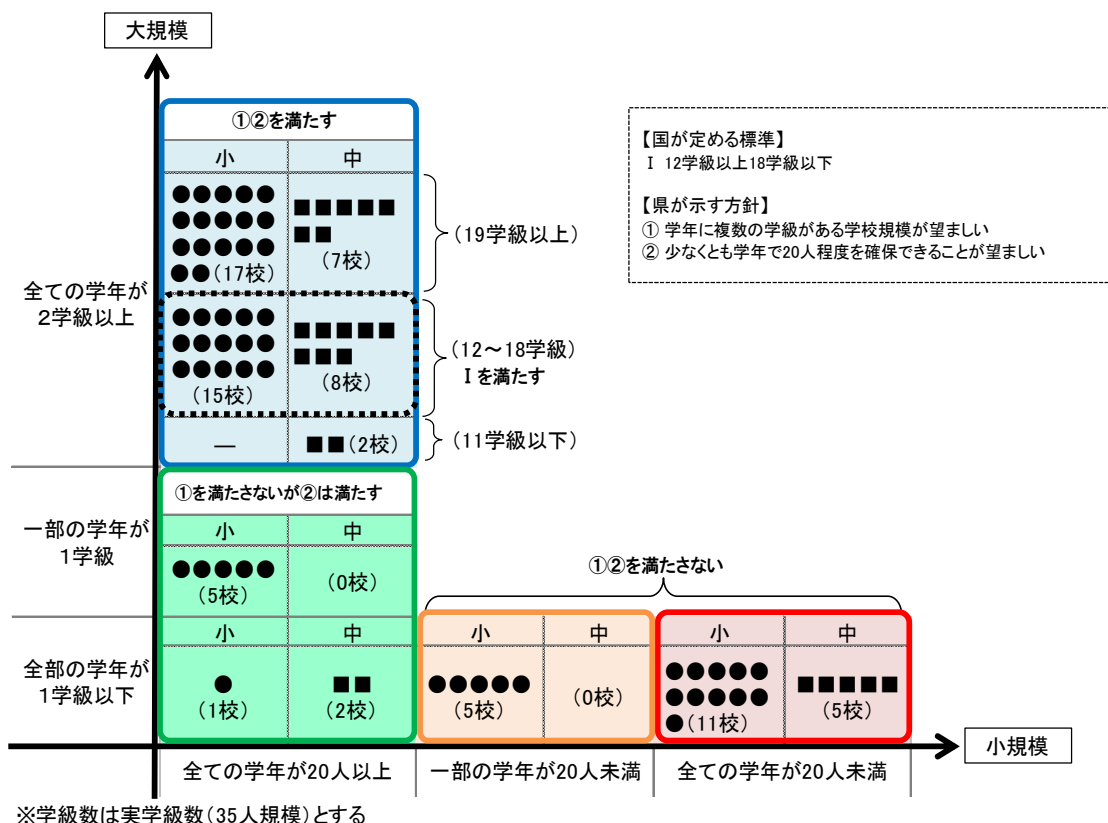
しかし、近年は、都市化・過疎化及び価値観や生活様式の変化・多様化などを背景として、地域とのつながりや支え合いの希薄化が進み、かつては家族や近隣から得られていた知恵や支援等が得られにくいという育児の孤立といった問題が指摘されるなど、子どもたちの日常において、多くの人と触れ合って生活することが少なくなってきています。

2 現在の小・中学校

(1) 学校の規模

市立の小学校 54 校、中学校 24 校(市立長野中学校を除く)のうち、国が定める標準学級数「12 学級以上 18 学級以下」及び長野県が示す望ましい学校・学級規模(①学年に複数の学級がある学校規模、②少なくとも学年で 20 人程度を確保できること)<sup>3</sup>の全てを満たす学校は、小学校で 15 校(構成比 27.8%)、中学校で8校(構成比 33.3%)ある一方、全てを満たさない学校は、小学校で16校(構成比 29.6%)、中学校で5校(構成比 20.8%)あります。

【図表 2】 長野市立小・中学校の規模分類 (平成 28 年度)



<sup>3</sup> 巻末資料 1 参照

本検討委員会では、市内の小・中学校を視察し、学校における子どもたちの状況を確認しました。少人数の学校に関しては、「子ども一人一人に向き合う時間が多いため、子どもと密に接し、きめ細やかに見てもらえる」、「子どもが一人一役で責任を持って学んでいる」、「年上の子が年下の子の面倒をよく見ている」などのメリットがある一方、「音楽や体育の授業、チームで行う部活動等では、ある程度の人数・集団が必要である」、「協働学習や共同作業が困難である」、「多くの人と関わられるように、異年齢交流や小・中合同行事など様々な工夫を凝らしているが、限界も感じる」などの課題もありました。

国は、学級数が少ないことによる学校運営上の課題を指摘する一方で、様々な事情から少人数による教育環境を選択することが必要である場合、教育の機会均等を確保する観点から、少人数であることのメリットを最大限に生かし、児童生徒への教育を充実させる方策の検討が必要であると指摘しています<sup>4</sup>。

なお、少人数の学校では、何回も PTA 役員等に就任しなければならない、中山間地域の学校では、校外活動に関わる保護者の経費負担が大きいなど、保護者が感じる負担感も見落とせない課題です。

## (2) 教職員の配置

教職員の配当基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第7条により、学級数に応じて規定されています。なお、長野県では独自の基準を定めています。【巻末資料2参照】

学級数が減少すると配置される教職員の数も減少するため、小学校では専科教員がいない、中学校では全ての教科(10教科)の専科教員がそろわない場合もあります。また、同じ学年、同じ教科の教員同士で、互いの指導力を高め合う機会が日常的に持てない、緊急事態や学級経営上の諸問題が生じた時に支援体制がとれないなどの課題が生じます。

現在、長野市では、複式学級や専科教員不在校の解消など、必要に応じて市費による講師を配置しています。(参照:下図モデル例)



規模が小さい小学校を想定した教員配置例

学年	児童数	県基準の配置		市費講師	
		国基準の配置	複式学級 解消加配	担任	専科
1	4人	1人		1人	1人
2	4人				
3	12人				
4	4人	1人	1人		
5	4人				
6	4人	1人			
全校	32人			校長1人	教頭1人

※平成29年度の教員配置基準により作成

○定数配置される県費教員は5人(校長、教頭、担任3人)で、県費複式学級解消加配教員が1人配置されるが、専科教員は配置されない。

○市費講師を3人(担任2人、専科1人)配置することにより、複式学級を解消し、専科教員を1名確保している。

<sup>4</sup> 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(平成27年1月27日 文部科学省)

### (3) 部活動

市立中学校の部活動数については、最も多い中学校は19(運動部12、文化部7)である一方、最も少ない中学校は2(運動部1、文化部1)となっています<sup>5</sup>。生徒の少ない学校では部活動の種類が限定されますが、個人競技において優秀な成績を残している学校もあります。

部活動等は、児童生徒にとって、心身ともに健やかに成長していく上で重要な活動ですが、過度の活動は児童生徒の負担になる懸念があるため、長野市では、2018(平成30)年度以降、県の定める長野県中学生期のスポーツ活動指針<sup>6</sup>を遵守することとしています。なお、文化系の部活動、小学校のクラブ活動や生徒が参加する地域のスポーツクラブの活動等についても同様の取組を促進していきます。

## 3 地域との関わり

### (1) 通学区域

学校教育法施行令第5条第2項により、子どもたちが就学すべき小・中学校は、原則として、市町村教育委員会が指定することとされており、長野市でも通学区域を設定し、就学する学校を指定しています。この通学区域は、道路や河川等の地理的状況、地域事情、歴史的な経緯など様々な理由から詳細に設定されている地域もあり、同じ住所名称でありながら、番地などによって通学する学校が異なる場合もあります。

長野市では、「自助、共助、公助」の補完性の原理をもとに、市と協働しながら、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるための住民主体の自治組織である住民自治協議会が、市内32地区において設立されています。この32の行政区と通学区域が、前述した理由により一致していないため、育成会活動、学校間連携<sup>7</sup>や学校と地域の連携などがしにくくなっている地域もあります。

#### <指定校変更制度>

長野市は、住所地により定められた指定校への通学を原則としていますが、例外として、「指定校変更制度」があり、保護者の申請に基づき、長野市教育委員会が定める9つの指定校変更許可基準<sup>8</sup>のいずれかに該当し、教育上適当であると長野市教育委員会が認めるときは、市内の他の学校に変更することができます(学校教育法施行令第8条)。

#### <学校選択制度>

児童生徒数の増加や減少に対応するなど、学校の活力を高め、児童生徒に、よりよい教育環境を保障するため、通学区域の弾力化を行う「学校選択制度」もあります。学校教育法施行規則第32条第1項による保護者の意見を踏まえ、教育委員会が就学する学校を指定する場合で、長野市には、大規模校を解消し学校規模の適正化を図ることを目的に、新入学予定児童について希望により限定隣接学校への就学を可能とする「限定隣接学校

<sup>5</sup> 長野県教育委員会スポーツ課調査(平成27年度)

<sup>6</sup> 長野県中学生期のスポーツ活動指針…生涯にわたってスポーツに親しみ習慣を身につけ、体力・運動能力の向上を図る上で重要な中学生期のスポーツ活動が、適切かつ効果的に実施されるよう、平成26年2月に長野県教育委員会が策定した指針

<sup>7</sup> 学校間連携…地域内の教育資源(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等、専門学校など)それぞれの間の連携

<sup>8</sup> 長野市教育委員会が定める9つの指定校変更許可基準…①学年途中の転居、②特別支援学級入級、③病虚弱等、④保護者の共働き等、⑤転居予定、⑥住宅建替え、⑦行政区等、⑧兄弟姉妹関係、⑨教育的配慮

選択制度」があります。なお国は、主な学校選択制度を便宜的に、自由選択制<sup>9</sup>、ブロック選択制<sup>10</sup>、隣接区域選択制<sup>11</sup>、特認校制<sup>12</sup>、特定地域選択制<sup>13</sup>の5つに分類しています。

### <学校選択制導入によるメリット・デメリット>

学校選択制を導入した市町村が感じているメリット・デメリットについて、文部科学省がアンケート調査を実施しています。学校選択制導入の成果として、「保護者の学校教育への関心が高まった」、「子どもが自分の個性にあった学校で学ぶことができるようになった」、「選択を通じて特色ある学校づくりが推進できた」、「学校の方針等を積極的に発信するようになった」といった声があります。一方、課題としては、実施している市町村では、特に課題はないと回答している地域もありますが、「通学距離が長くなることに伴う安全確保の問題」、「学校と地域との関係の希薄化」、「入学者が大幅に減少したことで適正な規模が維持できなくなった学校が出てきた」ことなどが指摘されています<sup>14</sup>。

学校選択制の導入を検討する際は、そうした点を踏まえ、保護者、地域住民等との十分な調整が必要となります。

### (2) 学校間連携及び学校と地域の連携

長野市では、小1プロブレム<sup>15</sup>・中1ギャップ<sup>16</sup>の解消や地域に支えられ、親と子が共に学び育ち合う環境の充実を目指し、幼保園(幼稚園・保育所・認定こども園<sup>17</sup>をいう。以下同じ)・小学校・中学校・高校の連携や家庭・地域・事業所との連携・協働に積極的に取り組んでいます。

### <長野市コミュニティスクール>

地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を目指して、市内の全市立小・中学校でコミュニティスクール<sup>18</sup>の仕組みを取り入れています。



#### 【地域との連携・協働による効果・変化 ～ある学校の声から～】

- ・地域の方から地域について教えていただくことが多いため、地域のことを大事にしようとする児童が増えている。
- ・地域の方との連携が自然になっているため、教職員は、困ったときに安心して相談することができている。

<sup>9</sup> 自由選択制…当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの

<sup>10</sup> ブロック選択制…当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの

<sup>11</sup> 隣接区域選択制…従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの

<sup>12</sup> 特認校制…従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの

<sup>13</sup> 特定地域選択制…従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

<sup>14</sup> 文部科学省ホームページ(<http://www.mext.go.jp/>)

<sup>15</sup> 小1プロブレム…小学校に入学したばかりの1年生が「集団行動が取れない」「授業中に座ってられない」「落ち着いて先生の話を聞くことができない」など、学校生活に馴染めない状態が数か月継続すること。

<sup>16</sup> 中1ギャップ…中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化に馴染むことができず、いじめが増加したり不登校になったりすること。

<sup>17</sup> 認定こども園…小学校就学前の子どもに対する教育と保育を一体的に実施する施設のことで、保護者の就労状況等が変化しても、通い慣れた園を継続して利用できるなどの特徴があり、地域の子育て支援を担う。

<sup>18</sup> コミュニティスクール…学校と地域が継続的に連携していくための仕組みを持った学校。長野市では、学校関係者、保護者や地域住民などが、子どもたちのためのよりよい学校づくりや健やかなる育成について話し合う場として、学校運営委員会が各学校に設置されている。



### ＜連携推進ディレクター＞

連携推進ディレクター<sup>19</sup>は、学校間連携、小中一貫した教育等を促進するため、学校と学校、学校と地域をつなぎ、児童生徒が集団で学び合える豊かな教育環境の構築と学力の向上に向け取り組んでいます。主な取組は以下のとおりです。

- (1) 地域の特色ある文化や歴史を学ぶ教育活動(郷土への愛着や誇りの育成)の促進
- (2) 長野市コミュニティスクールの促進
- (3) 小・中交流授業や合同行事(集団による学び合いの実践)の促進
- (4) 教員の相互交流や授業乗り入れの促進

地域や学校間で連携・交流する場合、連携推進ディレクターは、そのパイプ役として重要な役割を果たしています。日程や意見等の調整は、当事者同士だけでは難しいですが、連携推進ディレクターを介せば、互いの思いを反映した連携・交流が円滑にできます。また、連携推進ディレクターを配置した地域では、それぞれの地域で、地域に根ざした活力ある学校を地域全体で支えていこうという機運が高まっています。



#### 【学校間連携の事例(「まつしろ学校だより」※)から】

今後の少子化を踏まえて、各学校でも子どもが楽しく活力ある学校生活が送れるように、地域と学校の連携、学校間の連携を大切に活動が行われています。(平成 29 年)4月 から 12 月までに行われた学校間で連携した主な活動をまとめてみました。

- 松代小学校・清野小学校6年生は、5年生の時から交流授業を行い、今年は東京修学旅行を合同で実施
- 豊栄小学校・西条小学校・清野小学校5年生が JFA「夢の教室」※に参加
- 清野小学校・西条小学校6年生が交流授業などを実施
- 松代地区6年生全員による「中学校一日体験入学」を初めて実施
- 清野小学校・豊栄小学校5年生が高原学校を合同で実施

※まつしろ学校だより…松代中学校区の連携推進ディレクターが、同区内の学校(松代中、松代小、清野小、西条小、豊栄小、東条小、寺尾小)における学校間、学校と地域との連携などの様子についてまとめ、月に一度発行し、松代地区の学校や地域(全戸回覧)に配布している。

※JFA「夢の教室」…公益財団法人日本サッカー協会が、様々な競技のスポーツ選手などを「夢先生」として学校へ派遣し、「夢を持つことやその夢に向かって努力することの大切さ」や「仲間と協力することの大切さ」などをゲームと夢先生の体験談を通じて子どもたちに伝える取組

国も、学校と地域の連携・協働の必要性について、これからの時代を生き抜く力の育成の観点から、「～略～ 子供たちの生きる力は、学校だけで育まれるものではなく、家庭における教育はもちろんのこと、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、地域社会とのつながりや信頼できる大人との多くの関わりを通して、子供たちは心豊かにたくましく成長していく。地域住民や企業、NPO<sup>20</sup>など様々な専門知識・能力を持った地域人材

<sup>19</sup> 連携推進ディレクター…担当地域の支所を拠点に学校や地域を回り、地域ごとに違う様々な課題を洗い出し、その地域に合った学校間連携等の企画立案・調整等を行う。2017(平成 29)年度は、篠ノ井東中、信更中、若穂中、鬼無里中、戸隠中、七二会中、中条中、松代中、豊野中、東北中、信州新町中、大岡中の 12 中学校区に 8 名配置した。

<sup>20</sup> NPO…Non Profit Organization(非営利組織)の略。市民が自発的に作ったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち、特定非営利活動促進法により認証された組織を NPO 法人という。

が関わることで、将来を生き抜く子供たちに、実社会に裏打ちされた幅広い知識・能力を育成することができる。」と述べています<sup>21</sup>。

#### 4 学校施設と運営経費

##### (1) これからの学校施設整備【巻末資料3参照】

長野市の公共施設(延べ床面積)の33.5%は学校施設です。また、これまで耐震対策を優先してきた結果、老朽化対策に遅れが生じており、全学校施設357棟のうち、築26年以上で未改修の建物は158棟(44.3%)あります。

学校施設は、今後、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの削減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、学校施設長寿命化計画に基づく計画的な老朽化対策を推進する必要があります。

##### (2) 学校教育以外の学校施設の役割

学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域コミュニティ<sup>22</sup>の核としても機能していることが多く、例えば、災害時の拠点、社会教育・社会体育や地域交流の場、放課後の児童の居場所(放課後子ども総合プラン<sup>23</sup>)など、様々な機能を併せ持っています。

##### (3) 主な運営経費【巻末資料4参照】

児童24人(1学級4人で6学級(3学級連級緩和)を想定)の小学校における児童一人当たりの経費は、児童420人(1学級35人で12学級を想定)の小学校における児童一人当たりの経費の約7倍、また、生徒12人(1学級4人で3学級(1学級連級緩和)を想定)の中学校における生徒一人当たりの経費は、生徒420人(1学級35人で12学級を想定)の中学校における生徒一人当たりの経費の約13倍と試算されています(長野市独自推計)。

<sup>21</sup> 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)(平成27年12月21日 中央教育審議会)

<sup>22</sup> 地域コミュニティ…同一地域内に居住する人々が、自主性と責任に基づき生活の様々な分野において共同する集団や地域社会のこと。

<sup>23</sup> 放課後子ども総合プラン…小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童に対し、放課後等に、安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図る事業

## II 審議の中で見えてきたこと

### 1 これまでの審議の経過

開催日等	主 な 内 容
第1回 H28.7.29 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長野市の学校の現状と経緯               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小・中学校の現状と経緯</li> <li>・長野市の学校教育を取り巻く現状</li> </ul> </li> <li>○ 今後の検討委員会の進め方について</li> </ul>
第2回 H28.9.30 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「活力ある学校」について 教育委員会が実施する事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保小中高一貫した教育の推進</li> <li>・信州型コミュニティスクール</li> <li>・地域発 活力ある学校づくり推進事業 連携推進ディレクター（鬼無里・中条・若穂中学校区）の取組</li> </ul> </li> </ul>
第3回 H28.11.15 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「活力ある学校」について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域発 活力ある学校づくり推進事業 連携推進ディレクター（篠ノ井東中学校区）の取組</li> </ul> </li> <li>○ 「通学区制度」について</li> <li>○ 「学級編製の基準」について</li> <li>○ 「小・中学校の教育活動」について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立中学校の部活動</li> <li>・子どもの育ちや学び</li> </ul> </li> </ul>
第4回 H29.1.23 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校施設について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・これからの学校施設整備</li> <li>・学校教育以外の学校施設の役割</li> </ul> </li> <li>○ 長野市コミュニティスクールについて</li> <li>○ 学校種（義務教育学校等と分校制度）について</li> <li>○ 国や県等の検討結果や方針</li> </ul>
第5回 H29.2.20 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内小・中学校現地視察               <ul style="list-style-type: none"> <li>・芋井小学校</li> <li>・鍋屋田小学校</li> <li>・櫻ヶ岡中学校</li> </ul> </li> </ul>
第6回 H29.4.24 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 視察の感想について</li> <li>○ 前回保留案件への回答               <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所になっている学校数について</li> <li>・山梨県の現状について</li> <li>・教員の意見について</li> </ul> </li> </ul>
第7回 H29.6.5 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前回出された意見について</li> <li>○ 前回保留案件への回答               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小・中学校の主な経費について</li> <li>・市立中学校の部活動について</li> </ul> </li> </ul>
第8回 H29.8.30 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 講演               <ul style="list-style-type: none"> <li>・演題：「学びの場の多様性と教育組織運営」</li> <li>・講師：東京学芸大学副学長 佐々木 幸寿 氏</li> </ul> </li> <li>○ 質疑応答</li> <li>○ 意見交換</li> </ul>
第9回 H29.10.5 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでの審議の整理</li> </ul>

開催日等	主 な 内 容
第 10 回 H29. 11. 16 (木)	○ これまでの審議の整理 ～子どもたちの学びの視点から～
第 11 回 H29. 12. 21 (木)	○ 「審議のまとめ」の方向性について
第 12 回 H30. 2. 21 (水)	○ 審議のまとめ（素案）について
第 13 回 H30. 3. 26 (月)	○ 審議のまとめ（素案）について
第 14 回 H30. 6. 20 (水)	○ パブリックコメントの実施結果について ○ 審議のまとめ（案）について

### 2 これまでの意見のまとめ

本検討委員会では、子どもの育ちや学びの質を大切にされた発達段階に応じた豊かな学びの場の在り方を中心に審議を重ねてきました。これまでの審議における意見をまとめると、「どの発達段階にあっても『集団の中での学び』が大切」という意見に集約されますが、同時に、「できる限り『地域に学校を残したい』」という意見も共有されました。

この2つの意見を満たすことのできる「新たな学びの場」を考えるに当たり、以下に示す3つの視点から、様々な意見が出されました。

#### 視点 1 発達段階に応じた学びはどのようにあるべきか

##### 【主な意見】

- ・友達との遊びの中にも学びがあり、気付かぬうちに学ぶ意欲・態度や人間性等を育てているのではないか
- ・小学校高学年以上では集団の中で学ぶこと、専門的な学びや多様な経験が大切ではないか
- ・小学校高学年と中学校の連携が大切ではないか
- ・小学校中学年までは少人数になった場合でも、地域の見守りの中で育つことや通学距離の問題への配慮が必要ではないか

#### 視点 2 発達段階に応じた学びを実現するためには

##### 【主な意見】

- ・協働学習や共同作業により、子ども同士が互いの学び合いを通じて自己の考えを広げ深めることが大切ではないか
- ・音楽や体育はある程度の集団が必要ではないか
- ・学年が上がるにつれ大きな集団環境が大事ではないか
- ・少なくとも小学校高学年以降は学年に複数の学級が望ましいのではないか
- ・学級数が少ないと教員の数(教員配当基準)も少なくなり、学習保障(特に専門的な教科)や教育の質(教員研修等)の保障が難しいのではないか

- ・財政面から、小規模校が増えることは、ある程度の歯止めが必要ではないか
- ・PTA役員等の保護者負担も考える必要があるのではないか

### 視点3 地域との関わり

#### 【主な意見】

- ・地域により地域とのつながり方が異なり、それぞれの地域にあった学校群(グループ)を考えたかどうか
- ・施設の複合化や多機能化の検討も必要ではないか
- ・通学区と行政区は、いずれは一致させるべきではないか

## Ⅲ 子どもにとって望ましい教育環境とは

### 1 発達段階に応じた多様な教育環境

乳幼児期から高校生までの子どもの成長を考えたとき、子ども一人一人の成長には個人差はあるものの、発達の道筋やその順序性には共通点が見られることから、その発達の段階に応じた適切な教育環境があるのではないのでしょうか。

#### <乳幼児期>

幼児期の子どもは、親を始め、親密な大人との一対一の関係の中で、十分な愛情を注がれながら、人への信頼を深めていきます。そして、次第に関わる人の範囲を広げていき、一人で好きな遊びに没頭しながらも、他の仲間が行っている遊びに興味を示して遊びを広げ、同じ遊びをする仲間とダイナミックな遊びへと展開していくものです。こうしたことから、この時期の子どもには、家族と過ごすこと、思う存分、自分がしたいことをすること、同年代の仲間を意識し、その輪の中に入って遊ぶことなどを大切にしたいものです。

#### <小学校低・中学年期>

小学校へ入学すると、子どもの生活は、遊びを中心としたものから学習を中心としたものへと次第に変わっていきます。ある程度、自分のやりたいことを自由にできていた環境から、全員が同じ内容について考えたり行ったりする「授業」という形態での学習や活動が増えていきます。仲間と群れて遊ぶ中で、自分の思い通りにならない場面も増えていくこともあり、子どもは、大人が目からすれば些細なことから喧嘩<sup>けんか</sup>になったり、守るべきルールを守らないことが友達に迷惑をかけてしまったりといったことを経験していきます。

小学校3、4年生くらいまでの間に、こうした経験の中で、「やってよいこと」「やってはいけないこと」を学ぶとともに、許したり許されたりといった寛容な態度や思いやりなどが次第に培われていくものと考えます。小学校入学後、3、4年生くらいまでは、幼児期より輪の広がった友達関係の中で、探求心を発揮して自分のやりたいことを十分にできる場を保障しながら、善悪の判断や規範意識等の基本的な生活習慣を身に付けることができるような教育環境を整えることが大切ではないのでしょうか。

#### <小学校高学年期>

小学校5、6年生くらいになると、より多くの友達との比較などを通して、自分のことも客観的にとらえられるようになり、体も大きく成長し、自己肯定感を持ち始めます。反面、個人差も大きくなり始め、自己に対する肯定的な意識を持たず、自尊心の低下なども見られます。また、学級での係活動等に積極的に取り組んだり、自分たちで工夫してルールをつくり、集団遊びを行ったりする中で、自分の感情をコントロールすることを学ぶ一方で、気の合う仲間だけで遊ぶなど閉鎖的な集団をつくったり、その集団の雰囲気<sup>きずな</sup>に流されて行動してしまったりする時期でもあります。

学級での係活動に加え、児童会活動の中心となって活動することも多くなることから、より大きな集団の中での役割を自覚して積極的に活動に取り組むことを通して、責任感や自己有用感を獲得し自己肯定感が高まることも期待できます。小学校5、6年生では、学級や学年を超えた、友人関係の広がりの中で意見を交流させたり、実際の社会の仕組みと自分たちの活動を重ねて考えたりすることで自主性、自律性、社会性が育まれるような教育環境を整えることが大切ではないでしょうか。

### ＜中学生期＞

中学生になると、第二次性徴期における心身の発達等に伴う様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索し始めます。また、自らの個性や適性を意識しながら、将来の夢や職業等についても考え始める時期でもあります。学校生活では、生徒会活動や学年行事等を通じて、学級集団同士が切磋琢磨する機会も増えるなど、自分と他者という意識に加え、自分が所属する集団と、他者が所属する集団という意識が生まれてくる時期でもあります。

こうした中学生期においては、価値観の違う他者と協働していかざるを得ない実社会を見据え、多くの他者との関わりや、集団同士の交流活動、社会人の生き様に学ぶ機会などを通して、より多面的に自分をとらえることができる、社会的な自立に向けた育ちを大切にした教育環境を整えることが大切ではないでしょうか。

### ＜高校生期＞

高校生になると、将来の職業や進路をより具体的に考えるようになります。保護者の干渉を嫌い、自分で決めたことや選んだ道を尊重してもらいたいという思いも強くなる時期です。思春期に見られた、自分の意志に反した衝動的な行動や言動も少なくなり、近い将来に出て行くことになる大人の社会で、自分がどのように生きるのかを真剣に考え、自分を探る時期でもあります。こうした時期には、様々な進路選択をする仲間と共に考える場や、実社会で学ぶ機会などを通して、社会の一員としての自覚が高まるような教育環境が大切ではないでしょうか。

### 《発達段階に応じて大切にしたい子どもの育ち》

以上のように、子どもの成長には連続性と一人一人の個人差があるため、明確な区分はできませんが、本検討委員会では、小学校入学までの乳幼児期と小学校1年生から4年生までの低・中学年期は、保護者等の大人との一対一の関係性により育まれる信頼と愛着等の「個の育ち」、小学校5、6年生の高学年期は、集団の中で培われる自己肯定感や役割の自覚と責任感等の「集団の中での育ち」、そして中学生期と高校生期は、社会との関わりを通じて深まる自己理解や社会的役割への自覚等の「自立への育ち」を、発達段階に応じて大切にしたい育ちの重点と考え、子どもの育ちの連続性と発達段階に応じた多様な教育環境を整えることが大切ではないかと考えました。【14 ページ図「18歳までに育てたい具体的な姿や能力・態度(長野市)」参照】

# 18歳までに育てたい具体的な姿や能力・態度(長野市)

現行制度

乳幼児期  
幼稚園

低学年  
小学校

中学年  
中学校

高学年  
高校

## 愛着の形成と基本的信頼感の獲得を大事に

## 親密な大人への安心感や信頼感

- 自分で健やかな生活をつくる(自分でできることは自分でやろうとする規則正しい生活)
- 感じて、考えて、チャレンジする(自然や人やものと試行錯誤しながら夢中になってかかわる体験)
- 自信を持ち、自分を好きになる(のびのび遊び、満足感や認められた喜びを感じる体験)
- 聴いて、話して、分かち合う(相手に自分の思いを伝えたり、相手の思いを受け止めたりする姿)
- 自分の好きなことを見つけて活動する(のびのび活動する体験)
- 「人として行ってはならないこと」を知り、仲よく活動する(一人一人を大事にひとつになる体験)
- 自然や美しいものに感動する(心を豊かにする体験)

## 自発的活動や基本的生活習慣を大事に

## 係や当番活動に積極的にかかわり、働くことの楽しさが分かる

- 友と活動する中で、協力することの良さや成就感を味わう  
(お手伝いや自分の役割を果たし、貢献した達成感を味わう体験)
- 集団において自分の役割や責任を自覚し、最後までやり通す(やり遂げる体験)  
(積極的にコミュニケーションをとり、人間関係を築こうとする姿)
- 体験したり学んだことと、日常生活との関連を考える(地域社会とつながる体験)

## 自主性・自律性・規範意識等の獲得を大事に

- 自他の尊重の意識と他者への思いやりの心を養う
- 他者とのかわりを通して自分と向き合い、自己有用感を獲得し自己肯定感を高める
- 体験活動等を通して、社会への興味・関心を抱く

## 自己の将来の生き方等を考え、目標を立てて計画的に取り組むことを大事に

- 人としての在り方を踏まえ、自らの個性・適性を伸ばしつつ、生き方について考える
- 国や社会の問題を自分の問題として考え、社会の一員としての自覚をもつ

# 次世代を担う「生きる力」の育成 知・徳・体 バランスのとれた人間力の育成

発達段階に  
応じて大切に  
したい子  
どもの育ち

## 個の育ち

## 集団の中での育ち

## 自立への育ち



「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」「長野県キャリア教育ガイドライン」「子どもの養育の充実に向けた在り方について(報告) 2009.11 文部科学省」より作成



## 2 多様性の中で育つもの

### (1) 好ましい人間関係をつくる力

**かつては**、子どもの家庭は祖父母が同居するなど人数も多く、近隣に住むおじ・おば・いとこ等の血縁者や近所との付き合いも盛んで、人々が触れ合う機会が多くありました。子どもたちは家から出ると、自宅近隣の異年齢集団で遊んだり、近所の大人と触れ合ったりしていました。遊び等の中で起こるトラブルや失敗があった時には、周りの仲間の支えや助けを受けたり、大人に守ってもらったりしながら、問題を解決していたこともありました。このような多くの人と交わりを持つことができる環境の中で育ち、自ずと人間関係をつくる力や社会性が育まれていました。

**その後、経済成長を背景に**、子どもたちを取り巻く環境は大きく変わり、一人っ子、核家族、単親家庭の増加や近所付き合いの希薄化などが進みました。家庭では父母と一人二人の兄弟姉妹、外に出れば、同学年の仲間と集まりゲーム機で遊ぶことや塾・習い事などが多くなり、次第に地域のいろいろな友達や大人と関わる範囲が狭くなり、関わる機会も減り、人間関係をつくる力や社会性を育む場が少なくなる傾向が見られるようになりました。

**さらに、高度情報化社会の今日では**、保護者はインターネットやSNS<sup>24</sup>などから得た情報を手掛かりに子育てする傾向も伺われ、親子と僅かな周囲の同年代の子どもという、同質的な価値観を有する小集団の中で成長する子どもが多くなる現状があります。

インターネットやSNSを通じたコミュニケーションは、顔を合わせなくてもコミュニケーションができます。しかし、相手の反応が分からないまま情報のやり取りが進み、伝えたい情報が断片的で正しく伝わらなかつたり、時には相手を傷つけることになったり、流してはならない情報が安易に流れたり、誹謗中傷が行われたりすることもあります。さらに、顔を合わせたコミュニケーションでは消えていく情報も記録され、コミュニケーションの不安定さを増幅することもあります。こうしたことは、人間同士が顔を合わせて行うコミュニケーションとは異なることから引き起こされることが多いのではないのでしょうか。

顔を合わせたコミュニケーションは、話す内容や話したことの反応が言葉のみならず、身振りや表情、雰囲気といったものを通して交わされ、コミュニケーションも安定し、伝えたい情報の意味も総合的に伝わるので、幅広い集団の中で顔を合わせて交わる機会やコミュニケーションを増やしていくことが望まれているのではないのでしょうか。

**子どもの健全な成長や人間性を育むには**、子どもの人間関係の幅を広げ、社会性を育むといった観点からも、いろいろな友達や地域の大人と関わりのある日常生活が可能な教育環境を保障することが望まれます。子どもたちは、自分と考えの違う相手と出会ったり、違いを受け入れたり、時には失敗やトラブルを経験しながら、子ども同士で問題を解決していくものです。子どもにとって、失敗やトラブルが起きた際には、周りに支えてくれる仲間や助け

<sup>24</sup> SNS…Social Networking Service の略。インターネット上で友人を紹介し合い、個人間の交流を支援するサービスのこと。

てくれる大人がいることも大事なことはないかと思います。また、年齢や立場の異なる人々と接することは、子どもたちが人との関わり方や多くの価値観を学ぶ機会にもなります。

**このように**、たくさんの友達と交わり、多くの人と関わりを持ちながら生活していくことが大切であり、個を尊重し、個性あふれる人々の集団の中で遊び、自分と意見や考えが違う他者との協働的な学びを通して、自らを確立するとともに、好ましい人間関係づくりの力を育むことが大切であると考えます。

#### (2) 様々な考えに触れ協働しながら問題を解決していく力

**子どもたちが予測困難な未来を切り拓いていくためには**、自ら問いを立て、解決を目指し、集団の中で、いろいろな考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨し、他者と協働しながら、思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育む必要があると言われてしています。

2017(平成 29)年3月に示された新学習指導要領<sup>25</sup>においても、「何ができるようになるか」の三つの柱として、「何を理解して、何ができるか」(知識・技能)、「理解していること、できることをどう使うか」(思考力・判断力・表現力等)、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」(学びに向かう力、人間性等)が示され、「何を学ぶか」、中でも「どのように学ぶか」、集団の中で、学ぶことに興味や関心を持ち、見通しを持って、子ども同士が協働して、自己の考えを広め深め、知識を相互に関連付けてより深く理解し、情報を精査して解決策を考えたり、創造したりすることに向かう学び、いわゆる「主体的・対話的で深い学び」が強調されています。

**市内の小・中学校を視察した後の審議の中で**、小規模な学校では、子どもが一人一役で責任を持って学んだり、年上の子が年下の子の面倒を見たり、子どもが教職員と密に接している様子を垣間見ました。また、大きな集団に入る際の戸惑い等を感じないよう、できる限り多くの人と関われるようにするため、異年齢交流や異学年合同授業、小・中合同行事等を行うなど、様々な学びの場の工夫を凝らしている様子も見られました。一方、音楽や体育の授業やチームで行う部活動等は、ある程度的人数・集団が必要なこと、協働学習や共同作業に困難さが見られること、友達関係や互いの評価や位置付けが固定化しやすいことなど、何とかならないものかと考えさせられました。

また、ある程度の集団が形成できる学校の視察を通し、「4人程度のグループでの議論の後、発表して他者の意見を聞く学習が大事である」とか、「20人から30人いる学級では、周囲の友達と互いに学んでいる姿が見られ、自発的で笑顔あふれる学習姿勢が期待できる」、「学年が上がるにつれ、中学校・高校と、より大きな集団環境も大事ではないか」との考えも共有されました。

<sup>25</sup> 学習指導要領…全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、文部科学省が定める各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。

**未来社会を生きる子どもたちの成長を支える場としての学校は、**いずれ社会に出る子どもが個性あふれる人々の集団の中で、他者を尊重し、場面や状況を理解して自ら目的を設定し、その目的に応じて必要な情報を見だし、情報を基に深く理解して自分の考えをまとめたり、相手にふさわしい表現を工夫したりして、考えや意見が異なる他者と協働しながら学ぶことができる場として整えることが大切ではないかと考えます。

## IV 子どもたちの明日のために ～ 新たな学びの場の創造 ～

### 1 発達段階に応じた連続性のある学びの場を

**学校は、同一学年で学ぶことを主としていますが**、子どもの育ちの発達段階に応じた教育活動を展開することが大切です。そこで、小学校入学までの乳幼児期、小学校1年生から4年生までの低・中学年期、小学校5、6年生の高学年期、中学生期、高校生期と、子どもの育ちの発達段階を意識した学びの場を整えることが望ましいのではないかと考えます。

この考えは、2017(平成29)年3月に示された新学習指導要領においても、「低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫」として、「教科及び外国語活動の内容は、当該学年間を見通して2学年間かけて、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に、2学年間を見通して計画的に指導すること」と示されています。

**小学校低・中学年期では**、地域の人々に見守っていただきながら、幼児期より輪の広がった友達関係の中で、自分のやりたいことを十分にできる場を保障しながら、善悪の判断や規範意識等の基本的な生活習慣の定着を大切に「個の育ち」に重きを置くことが大事ではないかと考えます。

運動会等の学校行事や少人数学習、様々な特性を持つ子どもの支援等の教育活動では、現在も教職員は学年や学級担任にこだわらず、チーム一丸となって役割を分担し、指導しています。このような教職員がチームとなって指導にあたる体制をより柔軟に拡充し、異学年合同の授業や複式学級による授業、ICT<sup>26</sup>の効果的な活用、幼保園・地域との連携行事等により、多様性の中で学ぶことができる指導の工夫をより一層進めたいものです。

また、幼児期の教育及び高学年以降の教育との円滑な接続を見通して、児童数が減少した場合には、体力がまだ十分でない児童の通学距離等を考慮し、地域の見守りの中に、低・中学年で構成する学びの場をつくるということも考えてはどうでしょうか。

**小学校高学年期では**、個性を尊重し、学級や学年を超えた、友人関係の広がりの中で意見を交流させたり、実際の社会の仕組みと自分たちの活動を重ねて考えたりすることで、自主性・自律性・社会規範意識等の獲得を大切に「集団の中での育ち」に重きを置くことが大事ではないかと考えます。

学級担任制の子どもに寄り添う良さを生かしつつ、専科教員の担当にこだわることなく、前述の小学校低・中学年期のような教職員のチーム指導体制を始め、一部教科担任制の導入や教科指導の充実、中学校との連携による小・中の乗り入れ指導など、指導の専門性等の強化を一層進めたいものです。また、国や県では、実現できる教職員の定数改善を進めていただきたいものです。

これらのことから、「集団の中で学び合い、専門的な学びや様々な経験ができる環境」や「中学校との教科間の連携など、小・中学校が円滑に接続する環境」を充実させることが必要になるのではないのでしょうか。

<sup>26</sup> ICT…Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術のこと。

**中学生期は**、小学校高学年より大きな集団の中で学び合い、専門的な学びや様々な経験を通して、自己の将来の生き方等を考え、目標を立てて計画的に取り組むことを大切にしたい。「自立への育ち」に重きを置くことが大事ではないかと考えます。

この時期は、専門的な教科等の学びのみならず、子どもによる自主的、自発的な活動を広げていきたいものです。自発的、自治的な生徒会活動は、価値観の違う他者同士が、役割を同じくする異年齢集団で、様々な役割を務め、よりよい学校づくりや地域社会とつながる活動に参画し、協力して諸課題の解決の仕方を実践的に学ぶ大事な活動ではないかと考えます。

また、現在、話題になっています部活動については、子ども自身が自らの興味・関心に応じて選択し、自主的、自発的な参加により行われるものであると言われています。学校や地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携なども視野に入れて、生徒自身がスポーツや文化、科学等の多種類の活動の中から自ら選択して活動することができると、学習意欲の向上や責任感、連帯感等の涵養につながるものではないかと期待されます。

教科等の学習に限らず、このような生徒会活動等を通して、中学校卒業時に求められる資質・能力や自立性、社会性を確実に育む学びの場となることが望まれるのではないのでしょうか。

## 2 多様な集団の中での学びを

**長野市は、1966(昭和 41)年 10 月の2市3町3か村の大合併**、2005(平成 17)年1月の1町3か村の編入合併、2010(平成 22)年1月の1町1か村の編入合併に伴い市域が拡大し、現在、様々な地理的特性や地域性を有する地域に、79 の小・中学校が広く設置されています。

**地域にはそれぞれ特色があり**、そこでしかできない学びもあります。たくさんの地域の人々が子どもたちに関わることで、子どもたちの学びが広がるとともに、子どもたちは郷土への愛着を深めていきます。学校は、子どもたちが学校外の人々との関わりを強め、幅広い世代の人々と触れ合い、学べる場になることも大切にしたいものです。

**その上で、地域の人々と子どもによせる願いを共有し**、公共施設マネジメント<sup>27</sup>を視野に入れながら、学校施設の複合化・多機能化についても考えていけばいいと思います。

また、通学区については、これまで過大規模校の解消等を目的に、何度も見直されてきました。そのため、行政区との関係が複雑になり、育成会活動や地域との連携が難しくなっている地域もあります。地域との連携を進める点からも、通学区と行政区の関係が将来的に少しでも分かりやすくなればとも考えます。通学区、行政区とも、その成り立ちにそれぞれの歴史的な背景や住民感情等があり、難しいことではありますが、保護者や地域住民と十分に意見交換をするなどして進めていただければと思います。

**子どもの育ちや学びの質を大切にしたい「新たな学びの場」を**、「発達段階に応じた学びはどうあったらよいか。実現するためにはどうしたらよいか。」という視点から、子どもたちの学校生活を描きながら、考えを巡らせてきました。

<sup>27</sup> 公共施設マネジメント…将来にわたり持続可能な行財政運営を行っていくため、公共施設を取り巻く社会環境の変化に的確に対応した施設の「量」と「質」について、全市的・総合的な視点による見直しを図り、将来にわたり公共施設を最適に維持管理していく取組

**小学校中学年頃までは**、幼児期より輪の広がった友達関係の中で、探求心を発揮して自分のやりたいことができる場を保障しながら、基本的な生活習慣の定着に重きを置き、体力面や通学距離も考えると、地域の人々に見守っていただくことも大事ではないでしょうか。

**小学校高学年からは**、教科の学習内容も専門的になります。音楽や体育の学習等は集団で学ぶことができるようにしたいものです。そのため、子どもたちには、ある程度の大きさの集団の中で、互いの違いを認め、学び合うことを通して、自分の考えを広げ、深めることが大事ではないでしょうか。この時期には、合同授業に留まらず、一部教科担任制授業や小・中乗り入れ授業など小・中の連携を大切にしてほしいものです。

**学校では、教職員が子どもたちと**、日々生活し学んでいます。様々な個性や特性を持つ子どもたちに応じるには、教科指導、学級指導、進路指導等の専門性、性格や人柄等の個人的特性など、様々な能力や個性を持った教職員がそろっていることが大切です。そのことが子どもたちに、知・徳・体にわたる「生きる力」を培い、多くの人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手として育むために、とても重要ではないかと考えます。現行制度では、法令により学級数に応じて配置される教職員数が決まっていますので、学級数が増えれば、教職員数も増え、教員が複数で知恵を出し合い切磋琢磨しやすくなるのではないのでしょうか。

**以上により、子どもの育ちや学びの質を大切に**する点から、小学校では少なくとも一つの学年に複数の学級があること、教科担任制の中学校では、専門的な学びを保障するため、全ての教科で教科担任が複数そろえられるよう、小学校よりも更に大きな集団であることを、将来に渡って基本としていくことが望ましいのではないかと考えます。

### 3 みんなが集まって笑顔があふれる学校を

**審議の中で、子どもの育ちの連続性を大事にした**「多様な集団の中での学びが必要である」という意見と「できる限り地域に学校を残したい」という意見が同時に共有されました。

加えて、「それぞれの地域に合った小・中学校同士をつながり合わせた学びの場を考えたらどうか」、「小学校低・中学年期までは地域の見守りの中で育つことや通学距離の問題も配慮したい」、「地域や幼保園との連携ができる環境を確保すべき」などの意見も共有されました。

また長野市では、2015(平成 27)年度から3年間、地域により地域と学校のつながり方が異なることも考え、モデル中学校区で学校間、学校・地域・幼保園との連携事業を進めてきました。

**以上のことから、子どもの将来を見据え**、前述した地域の見守りの中で低・中学年の児童が通う学校を含む複数の小学校と中学校がグループなどをつくり連携し合い、小学校6年間と中学校3年間を連続している9か年ととらえ、発達段階に応じた子どもの育ちを大切に「発達段階に応じた連続性のある教育」を全ての小・中学校で展開していくことが望ましいのではないかと考えます。【21 ページ図「発達段階に応じた新たな学びの場(長野市)」参照】

家庭・地域・事業所との密なる連携の下、幼保園・小・中・高が円滑に接続する、連続性のある教育を充実させ、これからもずっと「みんなが集まって笑顔があふれる学校」であり続けることを望みます。



### V 附帯意見

本検討委員会では、子どもの育ちや学びの質を最優先に考え、「少子人口減少社会が進展する中で、少子化に対応して子どもにとって望ましい教育環境の在り方」について審議を重ねてきました。長野市の教育が目指すべき姿はⅢ、Ⅳで述べたとおりですが、その姿を実現し、将来にわたり継続させていくため、様々な視点から意見が出されましたので、最後にそれを記します。

#### 【教員の意識改革】

現在、教職員の長時間勤務実態が看過できない状況にあり、働き方改革が進められることは大事であります。そうした中においても、子どもたちに大きな影響を与える教育環境の第一は教員であります。子どもにとって「望ましい学びの場」を築くためには、一人一人の教員が、自ら発達段階に応じた子どもの育ちを大切にしたい連続性ある教育の重要性を理解するとともに、指導力の向上に努め、実践に取り組むことがとても重要になります。そのため、管理職等の適切なマネジメントや教員自らの研修等により、積極的に意識改革を進めていただきたい。

#### 【財政面からの検討】

未曾有の人口減少、少子・高齢化の進行に伴い、税収の減少や社会保障関係費の増大などによる厳しい財政状況が懸念される中、学校は、将来を担う子どもたちのため、今後も長期にわたり維持・充実していく必要があります。学校の在り方を検討するにあたっては、教育的な視点を第一としながら、財政面からの検討も必要です。

#### 【学校が持つ地域の拠点機能】

本検討委員会の審議において「小規模校を抱えている地域は、学校を中心に地域が成り立ち発展している。」という意見も出されています。学校の在り方を考える際、「Ⅰ-4-(2) 学校教育以外の学校施設の役割」で述べたように、学校が持つ学校教育以外の様々な機能面を考慮しながらも、子どもたちの学びの場であるという教育的な視点を第一に考える必要があります。



**おわりに**

本検討委員会では、子どもたちの教育環境を取り巻く現状を踏まえ、未来を切り拓いていく子どもたちの「生きる力」を育むためには、子どもたちが集団で学び合える豊かな教育環境が必要であることを確認しました。

また、深刻な少子化が進行する中においても、できる限り現状の地域に近い所に子どもたちの学びの場があってほしい(学校を残したい)ということも、本検討委員会で審議されたことを再度記しておきたいと思います。

人口減少、少子・高齢化が進行する中、教育の問題は地域・みんなの課題です。地域にはその実情に応じた様々な教育環境があるかと思います。しかしながら、子どもたちの発達段階に応じ、個を尊重し、多様性ある集団で学び合える豊かな教育環境をいかに保障するかということを、どの地域においても必ず検討する必要があると思います。保護者を始めとした地域住民の皆様におかれましては、未来社会を担う最も大切な子どものことを第一に考えていただくようお願いいたします。

長野市教育委員会においては、少子化に対応した子どもにとって望ましい教育環境の在り方について、児童生徒の減少状況を見ながら、広い視野と長期的な展望に立ち、市域全体を見据え、検討されるとともに、児童生徒や就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、家庭、地域、学校、事業所など社会全体の協働により、未来を担う子どもたちのための活力ある学校づくりを進めていただくことを切に願います。

関係資料

1 諮問

28学教第691号  
平成28年7月29日

長野市活力ある学校づくり検討委員会  
委 員 長 様

長野市教育委員会

活力ある学校づくりについて（諮問）

少子人口減少社会が進展する中で、少子化に対応して子どもにとって望ましい教育環境の在り方について貴委員会の意見を求めます。

2 長野市活力ある学校づくり検討委員会 委員名簿

（五十音順、敬称略）

区 分	氏 名	所 属 等（就任時）
保育園保護者	井ノ浦 香織	東条保育園保護者
公募	風間 俊宣	
産業・経済関係者	小林 勇	長野経済研究所
P T A	志川 孝之	長野市P T A連合会
幼稚園・認定子ども園保護者	高橋 志穂子	認定子ども園、円福幼稚園保護者
学校関係者	田川 昌彦	長野上水内校長会
公募	西脇 育子	
地域関係者	藤澤 秀行	住民自治協議会（古里地区）
学識経験者	松岡 保正	長野工業高等専門学校
地域関係者	丸山 行雄	住民自治協議会（信州新町地区）
学識経験者	山沢 清人	信州大学
産業・経済関係者	鷺澤 幸一	長野商工会議所

任期：平成28年7月29日から平成30年6月30日

## 3 参考資料

## 資料 1

## 法令等から見た学校の規模

## 1 学級数 学校教育法施行規則第 41 条(第 79 条で中学校に準用)

小・中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」を標準として、「特別な事情があるときはこの限りではない」という弾力的なものとなっている。

## 2 学級編制の標準 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条

国で定める1学年の児童生徒数の基準を踏まえ、長野県では独自の基準を定めている。

学校種	国		長野県(長野県教育委員会)	
同学年の児童・生徒で編制する通常学級				
小学校	第1学年	35人	第1・2・3・4・5・6学年	35人
	第2・3・4・5・6学年	40人		
中学校	第1・2・3学年	40人	第1・2・3学年	35人
二の学年児童・生徒で編制する学級(複式学級)				
小学校	第1学年を含む場合	8人	全学年	8人
	その他	16人		
中学校	全学年	8人	全学年	8人
飛び複式学級				
小学校	第1学年を含むいずれの学年も	4人	いずれの学年も	4人
	その他いずれの学年も	8人		
中学校	いずれの学年も	4人	いずれの学年も	4人
特別支援学級				
小学校	1学級	1人以上8人以下	1学級	3人以上8人以下
中学校	1学級	1人以上8人以下	1学級	3人以上8人以下

## 3 長野県が示す望ましい学校・学級規模

「少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援方策」(平成 26 年 4 月長野県教育委員会)

- 学年に複数の学級がある規模であること。
    - ・クラス替えができ、互いの見方や関わり方を見つめ直し、人間関係を広げることができる。
    - ・学年、学級など異なる大きさの集団を生かした活動を様々に工夫できる。
  - 小学校では専科教員が配置できる規模であること。
    - ・専門性の高い授業が可能で、全校で統一した指導を進めることが可能となる。
    - ・担任以外の教員と関わる機会ができ、多様な価値観に触れられる。
  - 中学校ではすべての教科の教員がそろえられる規模であること。
    - ・免許外申請などにより対応することなく、教科の教員免許をもつ教員が指導できる。
    - ・さらに各教科に複数の教員がいると、互いの専門性を生かした指導計画、教材、客観性を確保した評価テストなどが作成でき、指導力の向上、教育の質の保障を図りやすくなる。
  - 児童生徒の興味や関心に応じたクラブ活動や部活動を開設できる規模であること。
    - ・児童生徒が主体的に関われる場や機会を保障できる。
  - 児童生徒が一定程度在籍している学級規模であること。複式学級にならない規模であること。
    - ・授業で多様な考えが出やすく、ボールゲームや合唱なども学習を広げやすい。
    - ・一定期間ごとに、構成が異なる生活グループや係分担を組める。
- 以上のことから、子どもに集団での学びを保障するために、学年に複数の学級がある学校規模が望ましい。少なくとも学年で 20 人程度を確保できることが望ましい。

## 平成29年度 教員配当基準

資料2

(H9.4.1 長野県改定)

専科は、小学校は40人基準の学級数  
 中学校は実学級数による  
 ただし、生徒指導加配は40人基準の学級数による

[ 小学校教員配当基準 ]

学級数	校長	教頭	担任	専科	合計
1	1	1	1		3
2	1	1	2		4
3	1	1	3		5
4	1	1	4		6
5	1	1	5		7
6	1	1	6	1	9
7	1	1	7	1	10
8	1	1	8	1	11
9	1	1	9	1	12
10	1	1	10	1	13
11	1	1	11	1	14
12	1	1	12	1	15
13	1	1	13	1	16
14	1	1	14	2	18
15	1	1	15	2	19
16	1	1	16	2	20
17	1	1	17	2	21
18	1	1	18	2	22
19	1	1	19	2	23
20	1	1	20	2	24
21	1	1	21	2	25
22	1	1	22	2	26
23	1	1	23	2	27
24	1	1	24	2	28
25	1	1	25	2	29
26	1	1	26	3	31
27	1	1	27	3	32
28	1	1	28	3	33
29	1	1	29	3	34
30	1	1	30	3	35
31	1	1	31	3	36
32	1	1	32	3	37
33	1	1	33	4	39
34	1	1	34	4	40
35	1	1	35	4	41
36	1	1	36	4	42
37	1	1	37	4	43
38	1	1	38	4	44
39	1	1	39	4	45
40	1	1	40	4	46

[ 中学校教員配当基準 ]

学級数	校長	教頭	担任	専科	生指	合計
1	1	1	1			3
2	1	1	2	2		6
3	1	1	3	4		9
4	1	1	4	3		9
5	1	1	5	3		10
6	1	1	6	3		11
7	1	1	7	4		13
8	1	1	8	5		15
9	1	1	9	5		16
10	1	1	10	6		18
11	1	1	11	6		19
12	1	1	12	6		20
13	1	1	13	6		21
14	1	1	14	7		23
15	1	1	15	7		24
16	1	1	16	7	1	26
17	1	1	17	8	1	28
18	1	1	18	9	1	30
19	1	1	19	10	1	32
20	1	1	20	10	1	33
21	1	1	21	10	1	34
22	1	1	22	11	1	36
23	1	1	23	11	1	37
24	1	1	24	11	1	38
25	1	1	25	12	1	40
26	1	1	26	13	1	42
27	1	1	27	13	1	43
28	1	1	28	13	1	44
29	1	1	29	14	1	46
30	1	1	30	14	1	47
31	1	1	31	15	1	49
32	1	1	32	16	1	51
33	1	1	33	16	1	52
34	1	1	34	17	1	54
35	1	1	35	17	1	55
36	1	1	36	17	1	56
37	1	1	37	17	1	57
38	1	1	38	18	1	59
39	1	1	39	18	1	60
40	1	1	40	18	1	61

(注) 学級数には、特別支援学級を含む。

## これからの学校施設整備

### 1 長野市の公共施設についてー公共施設マネジメントー

公共施設の現況（平成25年4月現在）

	長野市全体	学校
延床面積	約154万㎡	約51.6万㎡

→ 公共施設の33.5%が学校

出典：長野市公共施設白書

長野市の展望

○人口推計

	平成12年	平成52年
人口	約38.8万人	約30.2万人
高齢化率	約25%	約38%

○建物の改修・更新費用の試算

- ・今後40年間に必要な改修更新費用=5,858億円
- ・1年当たり146.5億円
- ⇒直近5年の施設投資の1.8倍

→ 公共施設を現況のまま維持できない

**公共施設マネジメントの4つの基本方針**

- (1) 施設総量の縮減と適正配置の実現
- (2) 計画的な保全による長寿命化
- (3) 効果的・効率的な管理運営と資産活用
- (4) 全庁的な公共施設マネジメントの推進

### 2 学校施設整備に係る文部科学省の動向

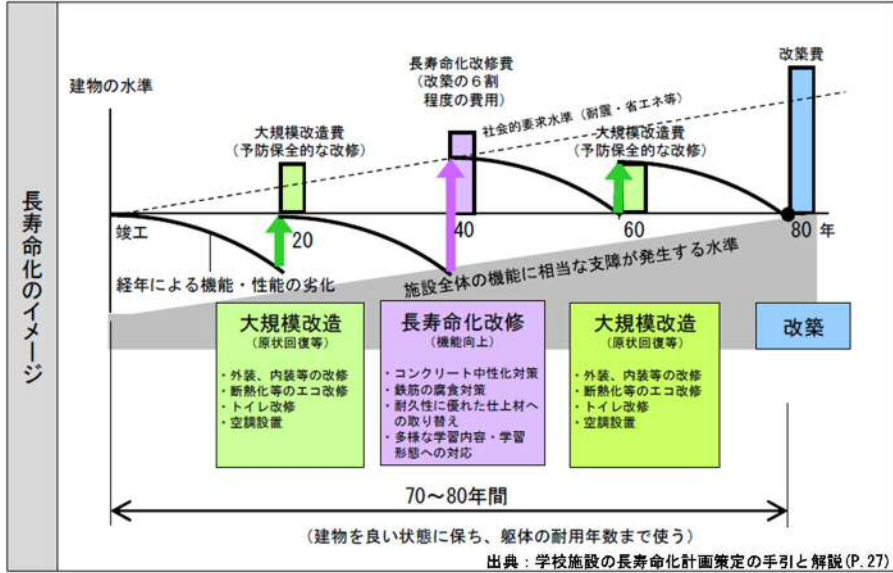
全国的な状況

- 学校施設の7割以上＝築25年以上
- 厳しさを増す財政状況

施設整備方法の方向転換

過去＝改築（鉄筋コンクリート造で全国平均42年）  
 今後＝予防保全改修＋長寿命化改修の推進

**各市町村の義務**  
 学校施設の長寿命化計画を平成32年度までに策定



### 3 長野市の学校施設の現状

#### 耐震対策

- 建物構造体=99.7%完了(残り1施設)
- 非構造部材=今後も推進する必要あり

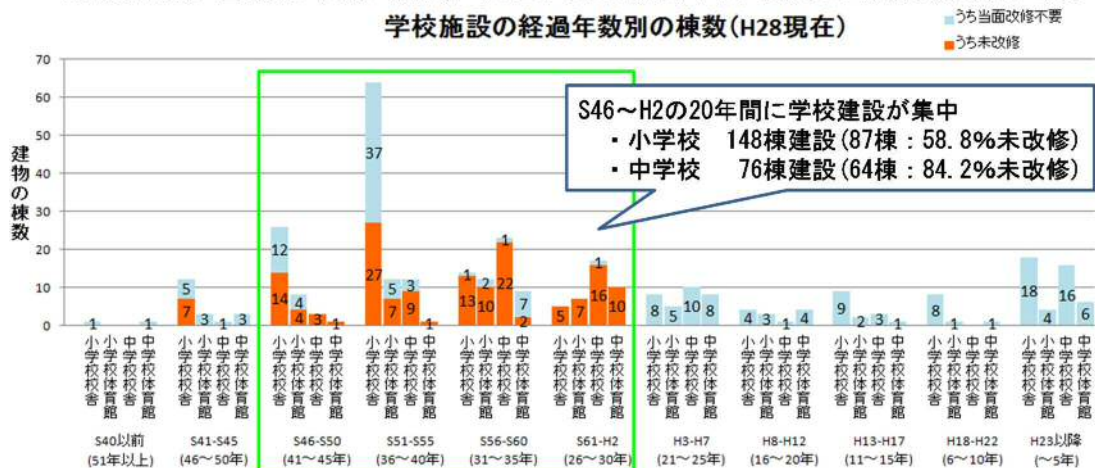
#### 老朽化対策

- 26年以上の建物=357棟中245棟(68.6%)
- …うち158棟(44.3%)が未改修

耐震対策を優先してきた結果、老朽化対策に遅れ

- ※建物構造体=壁・柱・梁・屋根・床等の建物の主要部分で、建物の強度を保つための重要な部位
- ※非構造部材=建物の本体に付属する部位(例:窓ガラス、吊下げ型照明、バスケットゴール等)
- ※老朽化対策=屋根改修(塗装・防水等)、外壁クラック補修、トイレ更新など大規模な機能回復・改善

学校施設の経過年数別の棟数(H28現在)



### 4 長野市の学校施設の今後

#### 学校施設長寿命化計画に基づく計画的な老朽化対策の推進

##### 学校施設長寿命化計画(案)

計画策定年度	平成31年度
計画期間	10年間、以後定期的に更新
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化対策等施設整備に関する基本方針</li> <li>・方針に基づいた施設整備順</li> </ul>

#### 建築基準法に基づく定期点検

- 建物の劣化状況の点検・把握
- ⇒ 施設整備順の決定に反映

#### 活力ある学校づくり検討委員会

- 今後の学校のあり方に関する答申
- ⇒ 施設整備の基本方針に反映

#### 参考：今後10年間の改修更新費用の試算

施設整備対象	築26年以上経過し、老朽化対策が施されていない校舎等
対象施設数	158棟
改修更新費用	約400億円

※主な経費の比較であり、運営経費の全てではありません。  
※数値は全て試算値です。

市立小・中学校の主な経費 比較表

《小学校》							校外活動に係る経費 (バス代等)		合 計	減価償却費
学級数	学校数	モデル 小・中学校	光熱水費	物件費等	人件費					
					県費教職員	市費教職員				
5	2									
6	15									
8	3	学校の規模ごとに仮 定した小・中学校 (A小、E中は1学級 4人、それ以外は35 人)	・電気 ・上下水道 ・LPガス(一部都 市ガス)	・消耗品費 ・修繕費 ・備品費 ・図書購入費	①配当教員	①市費講師(嘱託)	(小学校)スケート・スキー 教室、社会見学、合同音 楽会、市理科教育セン ター、高原学校、臨海体 験学習 (中学校)キャンプ、登山、 連合音楽会、中学校吹奏 楽祭	下段 児童生徒1人当たり		
9	1				②養護職員	②事務職員(嘱託)				
11	1				③事務職員	③庁務職員(嘱託)				
12	7					④学校司書				
14	3	A小学校	2,300	2,300	46,300	16,100	500	67,500	26,000	
15	3	児童:24人								
16	1	6学級(3学級連級緩和)			①5人、②1人、③1人	①4人、②0人、③1人、④1人		2,900		
17	1	B小学校	2,300	2,900	72,800	2,900	1,500	82,400	37,300	
19	2	児童:210人								
20	3	6学級			①9人、②1人、③1人	①0人、②0人、③1人、④1人		400		
21	1	C小学校	4,000	4,500	112,500	2,900	2,600	126,500	55,400	
22	4	児童:420人								
23	2	12学級			①15人、②1人、③1人	①0人、②0人、③1人、④1人		400		
24	2	D小学校	8,500	7,300	198,400	6,600	4,500	225,300	81,100	
25	2	児童:840人								
26	1	24学級			①28人、②2人、③1人	①0人、②1人、③2人、④1人		300		
《中学校》										
学級数	学校数	E中学校	光熱水費	物件費等	県費教職員	市費教職員		合 計	減価償却費	
3	7	生徒:12人	1,400	2,700	53,000	3,300	200	60,600	30,200	
7	1	3学級(1学級連級緩和)			①6人、②1人、③1人	①1人、②0人、③0人、④0人		5,100		
9	1	F中学校	1,900	4,500	72,800	2,900	300	82,400	36,500	
12	2	生徒:105人								
13	1	3学級			①9人、②1人、③1人	①0人、②0人、③1人、④1人		800		
17	1	G中学校	3,500	5,300	86,000	2,900	500	98,200	46,800	
18	4	生徒:210人								
19	2	6学級			①11人、②1人、③1人	①0人、②0人、③1人、④1人		500		
21	1	H中学校	7,300	8,000	145,500	4,700	900	166,400	85,300	
22	1	生徒:420人								
23	2	12学級			①20人、②1人、③1人	①0人、②1人、③1人、④1人		400		
24	1	I中学校	8,600	11,200	277,800	6,600	1,700	305,900	111,700	
		生徒:840人			①38人、②2人、③2人	①0人、②1人、③2人、④1人		400		

※学級数、学校数は平成28年5月1日現在

※光熱水費、物件費等は、モデル小・中学校と同規模の市内小・中学校における平成28年度の実績値を基に算出

※県費教職員の人件費は、「長野県の給与・定員管理等について(平成28年度)」(長野県公表資料)における小・中学校(幼稚園)教育職の平均給与月額を12倍したものに、平均給料月額を基に算出した期末・勤勉手当を加えた額を基に算出

※市費教職員の人件費は、長野市における平成28年度の実績値を基に算出

※校外活動に係る経費は、長野市立小・中学校借上げバス使用要領に定める主な行事について、一定の条件の下に算出したバス代、宿泊費等を足しあげて算出

《その他の主な経費》

○通学援助

通学距離が小学校でおおむね4km、中学校でおおむね6km以上の遠距離通学者に対し、援助を行うことにより、保護者の経済的負担を軽減することを目的に実施。公共交通機関の有無により、援助方法が変わる。

- ①公共交通機関利用可……バス定期代等の補助
- ②公共交通機関利用不可…スクールバス・タクシーの配車

		平成28年度 実績値			
		金 額	人 数(人)		
			小学生	中学生	合計
①	遠距離通学費助成金(バス定期代等)	34,050 千円	147	221	368
②	スクールバス運行委託料、修繕料	38,606 千円	93	77	170
	スクールタクシー借上料、リース料	10,726 千円	58	26	84
合 計		83,381 千円	298	324	622

※百円以下を切り上げているため、各金額の合計値は合計欄の数値と一致しない。

○ICT関連

授業においてICTを活用することにより、基礎学力の確実な定着の一助とする。

ICT関連事業	金額(平成28年度 実績値)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小・中学校79校及び教育機関の高速ネットワーク回線維持</li> <li>・パソコン教室用パソコン維持管理</li> <li>・ICT関連サポート(ICT支援員)業務委託 など</li> </ul>	528,209 千円

○特別支援教育支援員

特別な支援が必要な児童生徒に対する日常生活、学習活動、教室間移動等における介助や発達障害の児童生徒に対する学習支援等を行う。

	平成28年度 実績値
配 置 人 数	110人(小学校:80人 中学校:29人 中間教室(※)1人) ※平成28年4月1日現在
配 置 先	59校(小学校:40校 中学校:19校) ※平成28年4月1日現在
金 額	106,732 千円

※中間教室(市内8ヶ所):不登校児童生徒を対象に、集団適応指導、学習支援、教育相談等の指導援助を行う。



## 《参考文献》

- ・学校教育法
- ・学校教育法施行令
- ・学校教育法施行規則
- ・小学校設置基準
- ・中学校設置基準
- ・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
- ・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- ・「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」平成 29 年9月 19 日 中央教育審議会教育振興基本計画部会
- ・「小学校学習指導要領」平成 29 年 3月 文部科学省
- ・「中学校学習指導要領」平成 29 年 3月 文部科学省
- ・「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査について」平成 29 年3月 文部科学省
- ・「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント」平成 29 年3月 文部科学省
- ・「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」平成 28 年 12 月 21 日 中央教育審議会
- ・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」平成 27 年 12 月 21 日 中央教育審議会
- ・「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について(通知)」平成 27 年 7月 30 日 文部科学省
- ・「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」平成 27 年1月 27 日 文部科学省
- ・「中央教育審議会における小中一貫教育の制度化に関する審議状況」平成 26 年 10 月 16 日 中央教育審議会初等中等教育分科会配布資料
- ・「第2期教育振興基本計画について(答申)」平成 25 年4月 25 日 中央教育審議会
- ・「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」平成 24 年7月 13 日 中央教育審議会初等中等教育分科会 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会
- ・「子どもの徳育の充実に向けた在り方について(報告)」平成 21 年 9 月 11 日 子どもの徳育に関する懇談会 文部科学省
- ・「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」平成 20 年1月 17 日 中央教育審議会
- ・「新しい時代の義務教育を創造する(答申)」平成 17 年 10 月 26 日 中央教育審議会
- ・「義務教育に係る諸制度の在り方について(初等中等教育分科会の審議のまとめ)」平成 17 年1月 中央教育審議会初等中等教育分科会
- ・「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について(答申)」平成 15 年3月 20 日 中央教育審議会

- ・「小中一貫教育の成果と課題に関する調査研究」平成 27 年8月 研究代表者 渡邊恵子(国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部長)
- ・「生徒指導リーフ 『中1ギャップの真実』 Leaf. 15」文部科学省 国立教育政策研究所 初版発行 平成 26 年 4 月 部分改訂 平成 27 年3月
- ・「『社会性の基礎』を育む『交流活動』・『体験活動』 –『人とかかわる喜び』をもつ児童生徒にー」平成 16 年3月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
- ・「長野県高等学校の望ましい将来像について 審議のまとめ」平成 28 年(2016 年)3月 14 日 長野県高等学校将来像検討委員会
- ・「少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援方策」平成 26 年(2014 年)4月 長野県教育委員会
- ・「長野県中学生期のスポーツ活動指針」平成 26 年2月 長野県教育委員会
- ・「長野県キャリア教育ガイドライン」平成 23 年 11 月 長野県教育委員会
- ・「平成 29 年度 市町村立小・中学校 学級編制基準」長野県教育委員会
- ・「教員配置基準一覧 29 年度用」長野県教育委員会事務局義務教育課
- ・「平成 29 年度 教員配当基準」長野県教育委員会事務局義務教育課
- ・「小・中学校適正規模検討報告書〈小規模小・中学校における望ましい教育環境確保のために〉」平成 19 年3月 山梨県小・中学校適正規模検討委員会
- ・「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」平成 29 年4月 長野市こども未来部
- ・「第二次長野市教育振興基本計画」平成 29 年4月 長野市、長野市教育委員会
- ・「しなのきプラン 2 9」平成 27 年 4 月 長野市教育委員会
- ・「長野市キャリア教育ガイドライン」平成 26 年 12 月 長野市教育委員会
- ・「放課後児童クラブと子どもの発達権・発達資産」安藤 博／子ども法学者 週刊教育資料No.1458 2017 年 12 月 11 日号
- ・「子どもの発達と脳科学 カリキュラム開発のために」安彦 忠彦 勁草書房 2012 年8月



長野市活力ある学校づくり検討委員会

事務局 長野市教育委員会事務局学校教育課 小中高連携推進室

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

TEL : 026-224-5097 (直通)

FAX : 026-224-5086

E-mail : [gakukyou@city.nagano.lg.jp](mailto:gakukyou@city.nagano.lg.jp)

ホームページ URL : <http://www.city.nagano.nagano.jp/>